平成23年12月9日

於・総務省10階1002会議室

第 9 7 3 回

電波監理審議会

電波監理審議会

# 目 次

1.	開 会
2.	付議·諮問事項(情報流通行政局関係)
	(1)株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処
	分に係る異議申立ての付議について(付議第3号)1
	(2) 基幹放送普及計画の一部変更案について
	(諮問第31号)4
	(3) 基幹放送用周波数使用計画の一部変更案について
	(諮問第32号)4
	(4) 外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放
	送事業者に放送と同時に提供する業務の認定について
	(諮問第33号)11
3.	諮問事項 (総合通信基盤局関係)
	(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案、3.9世代移動通信シス
	テムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案及び特定公示局
	を定める告示案について~3.9世代移動通信システムの普及等に向
	けた制度整備~(諮問第34号)15
	(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について
	(諮問第35号)15
4.	閉 会

## 開 会

○原島会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。 情報流通行政局の職員に入室するよう、連絡をお願いいたします。 (情報流通行政局職員入室)

### 付議‧諮問事項(情報流通行政局関係)

- (1)株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処 分に係る異議申立ての付議について(付議第3号)
- ○原島会長 それでは、審議に入らせていただきます。本日付議されました付議第3号「株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処分に係る異議申立ての付議について」につきまして、小笠原衛星・地域放送課長から説明をお願いいたします。
- ○小笠原衛星・地域放送課長 それでは、お手元の付議第3号説明資料でご説明いたします。

1枚めくっていただきまして、まず概要でございます。異議申立年月日は、本年11月7日。異議申立人は、株式会社ひのきでございます。異議申立てに係る処分の概要は、株式会社ひのきから放送法第144条第1項に基づき、本年6月、裁定申請がございました。これに対しまして、申請者である株式会社ひのきに対し、総務大臣から今年の10月20日付けで裁定申請の拒否処分を行いました。異議申立ての趣旨及び理由の概要でございますが、異議申立てに係る拒否処分につきましては、放送法第144条第1項に裁定申請の要件とし

て定められております。つまり「基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が 調わないとき」という要件が放送法上、裁定申請の要件として定められており ますが、これに該当しないといった判断で拒否処分としたものでございます。 この判断につきまして、事実経過を誤認し、同規定の解釈適用を誤ったもので あるということで、その拒否処分に関する異議申立てになっております。

次の3ページ、これは区域外再放送とは何かという概要ですので、省略させていただきます。

それから、4ページ、これも今申し上げました放送法第144条第1項の条 文を再掲させていただいたものですので、省略させていただきます。

次のページでございます。今、裁定申請の要件といたしまして、放送法第144条第1項の「協議に応じず、又は協議が調わないとき」ということを申し上げました。これについては、総務省が再放送同意に係るガイドラインを定めております。5ページの一番最後、協議手続の終了についてどのように定めているかということのご参考でございますが、2つ目の丸でございます。協議が調わなかったときとはということで、「協議を行い、又は行おうとしたにもかかわらず、当事者が歩み寄る余地がないと互いに確認したとき、又は基幹放送事業者が誠意をもって協議に応じようとしないときをいう旨を規定」、そういったブレークダウンした内容をガイドラインで定めております。

さらに次の6ページでございますが、裁定申請の概要、拒否処分の概要につきましては今申し上げたとおりでございますが、拒否処分の理由につきまして、少しブレークダウンして記載しております。先ほど申し上げたとおり、法律上の要件としては、基幹放送事業者が協議に応じないか、又は両者の協議が調わないときということになっておりますが、本件についてどのように判断したかということでございます。

まず、基幹放送事業者が協議に応じないということに関しましては、裁定申

請に係る讀賣テレビ放送株式会社という基幹放送事業者のほうが引き続き協議に応ずる意思を表明していると認められました。従いまして、基幹放送事業者が協議に応じずという要件には該当しないという判断をさせていただいたところでございます。

そして、「又は」の次の要件でございますが、協議が調わないということが言えたかどうかということでございます。本件申請に関しましてケーブルテレビ事業者である株式会社ののきと基幹放送事業者である讀賣テレビ放送株式会社の両者の間でどのような協議、対応が行われたかということにつきまして、対面で実質的に協議が何回行われたか、どれぐらいのタイミングで大臣裁定という意向を株式会社ひのき側が示したか、実質的にどれぐらいの期間、協議が継続されていたかということ等、過去の拒否処分の例も勘案いたしまして、両者の間で十分な協議が行われたとは言えないと判断いたしました。従って、本件では、協議が調わないという要件は満たされていないという判断をしたということでございます。

最後のページは、今申し上げました株式会社ひのき、それから相手方の基幹 放送事業者であります讀賣テレビ株式会社、この両者の位置関係を示させてい ただきました。徳島県のここに色で塗ってあります町から大阪府、讀賣テレビ 放送株式会社は大阪府にありますが、その区域外再放送を要望していたという ことでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

- ○原島会長 ありがとうございました。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。
- ○松﨑委員 よろしいですか。
- ○原島会長 はい。
- ○松﨑委員 讀賣テレビ放送株式会社が引き続き協議に応じる意思を表明して いるという文書などはあるのでしょうか。

- ○小笠原衛星・地域放送課長 裁定申請の要件につきましては、放送法第14 4条第1項に規定がございまして、裁定申請が行われた場合、総務大臣が申請 要件に関して調査することになりますが、当然ながら裁定申請がありましてか ら、当事者である讀賣テレビ放送株式会社、株式会社ひのき、それぞれから協 議の状況をお聞きいたしました。その過程で讀賣テレビ放送株式会社からは、 協議について応じたいという明確な文書を頂戴しております。
- ○原島会長 異議申立書、本年11月7日付けで、受付が11月8日ですが、 その2ページ目のところに、「詳細については、追って更に補充する」というふ うに書いてありますが、これは出ておりますでしょうか。
- ○小笠原衛星・地域放送課長 まだ頂戴しておりません。
- ○原島会長 いかがでございましょうか。

ほかにないようでしたら、この付議第3号につきましては、規則上、審理を 開始する必要がありますので、審理を主宰する主任審理官として佐藤審理官を、 主任審理官を補佐する補佐審理官として中道審理官を指名することといたしま す。

なお、本件は異議申立てが受理された日から30日以内に審理を開始する必要がありますので、よろしくお願いいたします。

- (2) 基幹放送普及計画の一部変更案について (諮問第31号)
- (3) 基幹放送用周波数使用計画の一部変更案について (諮問第32号)

○原島会長 それでは、次に本日諮問されました諮問第31号「基幹放送普及計画の一部変更案について」及び諮問第32号「基幹放送用周波数使用計画の一部変更案について」につきまして、佐々木放送政策課長と田中放送技術課長から説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐々木放送政策課長 それでは、まずお手元の諮問第31号説明資料に基づきまして、基幹放送普及計画の一部変更案につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

本件につきましては、関東地方のNHKの地上デジタルテレビジョン放送の総合放送の放送対象地域につきましては、1都5県、広域放送という形で実施されておるところでございます。それ以外の地域につきましては、道府県を県域放送の放送対象地域としておるところでございます。

現在、関東の広域放送の放送対象地域でございます栃木県、群馬県につきまして、それぞれNHKによる県域放送の実施を求める要望が総務省のほうに寄せられておるところでございまして、総務省におきましては、両県における放送に関する需要、地域の諸事情などを勘案し、検討を行いまして、両県においてNHKの県域放送を実施することが適当と判断いたしまして、平成24年4月1日以降、NHKによる県域放送の実施が可能になるよう、この基幹放送普及計画の一部につきまして変更を行うこととしたいというものでございます。

具体的な変更案の内容でございますが、2ページ目以降に新旧対照表を付してございますが、この基幹放送普及計画の第3の部分でございますが、ここに定めておりますNHKの地上デジタルテレビジョン放送の総合放送の対象地域につきまして、これまで広域放送の対象地域であった栃木県、群馬県を広域放送のほうから外しまして、県域放送の放送対象地域という形に変更するものでございます。栃木県、群馬県の県域放送の放送対象地域への移行につきましては、平成24年、来年の4月1日以降とするものでございます。

また、本件につきましては、本年11月2日から今月1日まで30日間、行政手続法の規定に基づく意見募集、パブリックコメントを実施しておるところでございます。それにつきましては、資料の後ろのほうに横長のものをつけてございますが、結果といたしましては、いただいた意見を踏まえまして総務省

のほうで検討を行った結果といたしまして、当初の変更案どおり変更すること が適当であると判断いたしまして、今回の電波監理審議会に諮問することとし たいとしているものでございます。

後ろのパブリックコメントでございますけれども、概要をご説明させていただきますと、提出された意見といたしまして、とちぎテレビ、あるいは群馬テレビ、それから日本民間放送連盟、千葉テレビからは、ほぼ同旨の意見が出ておりまして、NHKの県域テレビの放送の実施があった場合について、各県域の民放事業者に対する経営基盤への影響があるということ、そのようなことなどを踏まえまして、NHKの県域テレビ放送の実施に当たっては放送時間、あるいは放送内容といったような事柄について一定の配慮をしていただきたいという内容のものでございます。

これにつきまして総務省の考え方といたしましては、右側のところにございますとおり、栃木県、群馬県などからNHKの県域放送の実現を求める要望が総務省に寄せられておるところでございますが、総務省においては、このような要望を踏まえつつ、放送に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情などを勘案して検討を行って、今回変更することが適当であるというように判断したものでございます。

また、NHKとして、この県域放送の番組編集については、放送法第3条の番組編集の自由という規定があるわけでございますが、この規定のもと、放送法が定めるところに従いNHKがみずから適切に行うべきものであるということでございます。NHKからは、当面3年間は1日30分程度の県域放送の実施を想定しているというように聞いておるところでございます。

この内容につきましては、さらに後ろに付させていただいておりますが、「委 員限り」と右肩に書かせていただいております資料、「栃木県における県域放送 についての考え方」と「群馬県における県域放送についての考え方」、2枚ござ いますが、いずれも本年9月27日にNHKが栃木県、群馬県の両県に対して 考え方を説明した資料でございます。この中におきまして、例えば2番のとこ ろに、今申し上げたような平日の夕方を中心に1日合わせて30分程度の放送 時間を想定しているというようなこと。それから、当面3年間は大きく増やす 考え方はないというようなこと。

それから、5番目でございますけれども、県域放送の実施に当たっては、県 民の皆様の要望をでき得る限り尊重すると同時に、栃木県をはじめとする関係 者のご意見も聞きながら、放送内容の充実に努めていくといったようなことを 説明したというように聞いておるところでございます。

総務省といたしましては、この県域放送を行う民間放送事業者とNHKの両者が放送による情報の多元的な提供を行うことによりまして、両県の受信者に対して災害情報を含む地域情報の充実などの効用がもたらされることを期待しているというような考え方でございます。

2点目が一般社団法人の電子情報技術産業協会から提出された意見でございますけれども、県域放送の開始で視聴者の受信環境が変化する場合、視聴者に対し適切に対応することを要望するということでございます。これにつきまして総務省の考え方といたしましては、NHKの県域放送の開始に伴いまして、視聴者の受信環境が変化する場合における視聴者への対応はNHKにおいて適切に行われるものであり、総務省としては、その推移を注視してまいりたいと、このように考えてございます。

それから、3点目でございますが、4ページ目になります。日本放送協会から提出された意見というものが最後にございます。これにつきましては、本件改正について賛同する意見でございますので、賛成するご意見として承りますということで、総務省の考え方といたしまして以上のように整理させていただいております。

どうぞ慎重なご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇田中放送技術課長 引き続きまして諮問第32号につきまして、ご説明を申 し上げます。

これにつきましては、基幹放送用周波数使用計画の一部変更案ということでして、今回のNHKの栃木県及び群馬県の県域化に伴い、基幹放送普及計画を 実施するための周波数のバックグラウンドを与えるといったような位置づけの ものでございます。

別添の2をごらんください。やはり新旧で書かせていただいておりますけれども、現在、別添2の1ページ目につきましては、日本放送協会の放送で総合放送(広域放送)という表の中に、親局、送信場所、東京親局の配下の中継局として栃木県に宇都宮、日光、大田原、群馬県については前橋、沼田となってございまして、これらについては周波数についても東京親局が27チャンネルに対しまして栃木県が47チャンネル及び群馬県が37チャンネルというふうに、周波数としても別の形で今も運用されております。

その次の別添2の2ページ目を御覧いただきたいんですけども、これについて総合放送(県域放送)という周波数のプランの中に、先ほどの栃木県と群馬県をそれぞれ宇都宮局、前橋局を親局として、その配下に日光、大田原、沼田をチャンネル表として書き加える、移転させるということで、ネットワークを切り離していくというような内容になっております。

また、先ほどJEITAのほうからの意見もありましたけれども、NHKは、現在ここを見られている方はそのままということになると思うんですが、県境で東京タワーを見ていらっしゃる方については、もし県域放送を視聴されるというご希望があれば、NHKとしては、今東京タワーへ向いている受信アンテナを群馬又は栃木方向へ振り向けて、チャンネルのプリセットをすることによって県域放送を視聴できるような、そのような調整をやってまいりますという

ことを伺っております。

私のほうからは以上でございます。

○原島会長 ありがとうございました。ご質問、ご意見等はありますでしょう か。

茨城が除外されていることについて、ちょっとご説明いただければと思います。

- ○佐々木放送政策課長 経緯といたしましては、平成14年に変更を行ったと記憶しておりますけれども、茨城県におきましては県域を放送対象地域とするテレビジョン放送がなかったという点があっただろうと思います。そのようなこともありまして、地元のほうからのニーズ、県からの要望なども当時あったと思いますけれども、そういう点で先に茨城県のほうが関東の中でNHKの放送が県域で開始された、そのような経緯があったというふうに考えております。○原島会長 わかりました。何かございますでしょうか。
- ○前田代理 1点だけ。宇都宮、前橋からの電波が同じだということなので、基本的にほとんどの方は何も変える必要はない、そういうことなんですね。
- ○田中放送技術課長 はい。
- ○前田代理 もちろん中身は変わるんでしょうけども、電波としての何らかの施設的なものは変わらないということですね。先ほど言ったように、ちょうど今まで南の方角に向かっていたアンテナを、東京タワーから来た部分だけが方向を変えなければいけない、そういうことなんですね。
- ○田中放送技術課長 変えなければいけないわけではなくて、視聴者の方が県域放送を見たいということであれば、アンテナを振り向けるだけで県域のほうを見えることになると。
- ○原島会長 両方見ることもできると。
- ○田中放送技術課長 正確に技術的に申しますと、両方見るためにはISDB

- Tという日本方式はネットワークIDというのがあって、ネットワークごとにIDが振られておりまして、今回はそれを変えないで、物理的に受信電界が高いほうをとるようにさせますので、どちらか1つの選択になると思いますが、今後スカイツリーができて、そちらに移転することによっていろいろ環境が変わってまいりますので、そのときにネットワークIDを改めて分けて、どちらも視聴者が見ようと思えば、それは両方見えるようになるということも行うというふうにNHKからは聞いております。

- ○原島会長 その辺、視聴者の混乱がないようにしていただければと思います。
- ○山本委員 よろしいですか。
- ○原島会長 どうぞ。
- ○山本委員 今回の経緯について1つ確認しておきたいんですが、NHKから 出された意見によりますと、平成16年並びに平成23年にそれぞれの県から 県域放送の実現を求める要望を受けましたとございますけれども、平成23年 というのはやはり震災の何か影響があったということですか。
- ○佐々木放送政策課長 平成16年は栃木県だけだったんですけれども、平成23年はやはり震災の後、県域でのきめ細かい災害情報の提供などをより充実させることが重要だというようなことで、県のほうからこういう要望があったというように承知しております。
- ○山本委員 平成16年のときは何かあったんでしょうか。
- ○佐々木放送政策課長 先ほどの茨城のほうで平成14年に割当てしたものが、 平成16年から茨城県内のNHKの県域放送がスタートしたということがあり まして、平成16年のときがちょうど地上デジタル放送がスタートしたタイミ ングでして、それと同じぐらいのタイミングで、平成18年ぐらいに栃木県で 地上デジタル放送が始まると。そのタイミングに合わせて、茨城県と同じよう に県域のものができないのかといったような要望が当時ございました。

- ○山本委員 わかりました。
- ○原島会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにないようでしたら、この諮問第31号及び諮問第32号につきましては、諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。答申書につきましては所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出をお願いいたします。

(4) 外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務の認可について(諮問第33号)

○原島会長 次に、本日諮問されました諮問第33号「外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務の認可について」につきまして、佐々木放送政策課長と島村国際放送推進室長から説明をお願いいたします。

○佐々木放送政策課長 それでは、諮問第33号でございますけれども、本件につきましては、昨年12月8日の電波監理審議会の中で1年間ということで認可をいただいております事案と内容的には同様のものでございまして、実質的には、それをもう1年期間を延長するといった趣旨の内容でございますけれども、具体的内容につきましては、国際放送推進室長の島村のほうから説明させていただきます。

○島村国際放送推進室長 まず、NHKの申請の概要でございますけれども、 業務の内容といたしましては、国内の有線テレビジョン放送事業者に対しまし てNHKが実施します外国人向けテレビ国際放送、これはNHKワールドTV のことですけれども、この放送番組を当該放送と同時に提供するものであります。

2の「業務を行うことを必要とする理由」でありますが、国内在住の外国人 視聴者の方の日本理解の促進が図られるということと、もう一つは外国人視聴 者の方の意見を通じて、番組の質の向上が図られるということで、国際放送の 進歩・発達を推進する必要があるためということでございます。

3の「業務の実施計画の概要」ですが、(1)の「提供する番組及び態様」は ただいまご説明申し上げたとおりでございます。

- (2)の「提供方法」でありますけれども、アジアサット等の外国衛星から 送信される外国人向けテレビ国際放送を有線テレビジョン放送事業者が自らの 負担で直接、または他の事業者を介して受信することにより実施いたします。
- (3)の「提供の条件」ですが、3点ございまして、NHKは、有線テレビジョン放送事業者に放送番組を提供する場合には無償で提供します。2点目は、その反面、提供先の有線テレビジョン放送事業者は、加入者から追加料金を徴収しないこととします。最後に3点目ですけれども、国内番組編集準則や番組基準に適合させることを目的とする範囲内におきまして、有線テレビジョン放送事業者による番組改編等を認めております。

1 枚おめくりいただきまして、(4)の「提供先」でございますが、これは先ほどご説明した趣旨に合致するような実施計画を有する有線テレビジョン放送事業者で、NHKが相応しいと認めた者でございます。

- (5)の「業務の実施時期」につきましては、ただいま佐々木課長がご説明申し上げましたとおり、もう1年、来年1月から12月31日まででございます。
  - 4の「業務の収支の見込み」につきましては、無償提供のため収入はなく、

業務に当たっての支出も生じない見込みでございます。

5と6は省略させていただきまして、ただいまのようなNHKの申請を踏ま えまして、総務省としての考えでございますが、2の「審査」のところにござ いますとおり、申請のとおり認可することとしたいと考えております。

審査項目は2点ございまして、1点目が放送及びその受信の進歩・発達に特に必要な業務であるか否か。2項の8号の関係でございます。2点目が営利を目的としないものであるか否か。4項の関係でございます。

1点目の審査項目につきましては、理由の2段落目を御覧いただきたいのですけれども、この業務、開始からおおむね1年を迎えようとしておりまして、後ほどご説明します、現在5つの有線テレビジョン放送事業者に番組を提供しておりまして、今後とも提供先の拡大が見込まれるところでございます。

3段落目に理由が3点ございまして、こうした業務によりまして国内在住の外国人視聴者の方からの意見を番組制作に反映することによりまして、番組の質の向上が図られるというのが1点目でございます。2点目の理由は、そういった国内在住の外国人視聴者の方の外国人向けテレビ国際放送の理解・関心が深まり、ひいては日本の理解も深まるということでございます。最後、3点目ですけれども、そういった国内在住の外国人視聴者の方々が本国にいる知人、友人に話をすることなどによりまして、国外における外国人向けテレビ国際放送の認知度が向上するというような3点の理由で、外国人向けテレビジョン国際放送の普及促進や内容の充実に寄与することはもとより、我が国の放送及びその受信の進歩・発達に資するところが大きいということで、1つ目の審査項目は認められるのではないかということでございます。

2つ目の審査項目につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、無 償提供のため収入はなく、営利を目的とするものではないと認められるところ でございます。 ページが飛んで恐縮ですけれども、8ページを御覧いただきたいと思います。 A4横の表がございまして、真ん中のところですが、茨城県のつくば市にございます研究学園都市コミュニティケーブルサービスなど、現在、5社の有線テレビジョン放送事業者に対しまして提供中でございます。来年さらに2社増えて、5社から7社になる見込みで、現在、NHKが調整中でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

- ○原島会長 ありがとうございました。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。 これは、もともと今年1月から12月まで期限つきで動いていたというもの で、さらに1年間更新したいということですね。
- ○島村国際放送推進室長 さようでございます。
- 〇原島会長 その1年ごとにというのは、必ずしも別に決められているわけではなくて、たまたまNHKから1年間継続という申し出があったというふうに解釈していいわけですね。
- ○島村国際放送推進室長 さようでございます。
- ○原島会長 いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

### (「はい」の声あり)

○原島会長 それでしたら、この諮問第33号につきましては、諮問のとおり 認可することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、 よろしいでしょうか

### (「異議なし」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。答申書につきましては所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出をお願いいたします。

以上で、情報流通行政局関係の審議は終了いたしました。ありがとうございます。

#### (情報流通行政局職員退室)

#### (総合通信基盤局職員入室)

### 諮問事項 (総合通信基盤局関係)

- (1)電波法施行規則等の一部を改正する省令案、3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針の制定案及び特定公示局を定める告示案について(諮問第34号)
- (2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について(諮問第35号)
- ○原島会長 それでは、審議を再開いたします。

本日諮問されました諮問第34号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案、3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案及び特定公示局を定める告示案について」及び諮問第35号「周波数割当計画の一部を変更する告示案について」につきまして、田原移動通信課長、豊嶋高度道路交通システム推進官、竹内電波政策課長から説明をお願いいたします。〇田原移動通信課長 まず、諮問第34号から説明資料に基づいて御説明させていただきます。

本件は、3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案並びにその関連の技術基準等を定めるものでございます。

この背景でございますけれども、先にも御報告させていただいておりますが、 昨年の周波数検討ワーキンググループでの検討の結果を踏まえた「『光の道』構 想に関する基本方針」を受けるものでございます。これを踏まえまして電波法 の改正を本年5月に行い、8月に施行されておりますけれども、こうしたいろ いろな準備をしてきた過程を経て、今般、関係の制度整備を行うものでござい ます。

改正の概要でございますけれども、適宜参考資料を横に置いていただいて、中身を御確認していただければと思いますが、まず電波法施行規則等の一部を改正する省令案ということで、まず第1に設備規則、技術基準を定めるものでございます。こちらにつきましては3.9世代の携帯電話を普及するということで、700MHz帯、900MHz帯を使っていくというものでございますけれども、そのうちの900MHz帯が今回の対象になるものでございます。900MHz帯における周波数の再編及び携帯電話サービスの導入ということでございますので、関連のシステム等の規定の整備をまず行うということでございます。

(1)の①900MHz帯の移動通信システム、参考資料5でございますけれども、こちらにつきましては情報通信審議会で5月に一部答申が出ております。情報通信審議会のほうで900MHz帯の携帯電話システムとして3.9世代のLTEと呼ばれるシステムのほか、第3世代の3種類のシステム、W-CDMA等のシステムを導入する可能性があるとして、技術的条件が答申されております。これを踏まえて、この4方式について技術基準を定めるものでございます。

2点目でございますけれども、②でございます。この携帯電話システムを入れるに当たって周波数を移行させなければいけないシステムということで、電子タグシステムとMCAシステムというものがございます。こちらは参考資料で申し上げますと6と7になりますけれども、まず電子タグシステムでございますが、従来割り当てられていた950MHz帯から920MHz帯に割り当てを変更いたします。それに伴いまして、帯域が従来8MHz幅を使っていたものを15MHz幅に拡張いたします。併せて今まで免許、あるいは登録が必要だったものを一部免許不要という形で利便性を改善しているというものでご

ざいます。さらに、高速読み取り等のニーズに対応するため、より高速で高密度の利用が可能となるような方式を導入するというような技術基準の改正を行っております。

こちらに加えて、MCAシステムも905MHzから915MHzまでの周波数に割り当てられていたものを930MHzから940MHzまでの周波数に移行するに当たって、こちらは基本的に技術基準の内容は同じもので周波数がスライドしただけでございますが、その周波数を変えるという技術基準の改正を行います。

なお、旧周波数帯のシステムについては、来年いっぱいまでは新規免許を認 めるというような形で経過措置を設けるようにしております。

次に、900MHz帯とはちょっと離れますけれども、あわせて700MHz帯の再編の関係で、700MHz帯のITS(高度道路交通システム)についても、並行して情報通信審議会の答申が出されております。今年8月に答申が出されており、こちらについても技術基準を整備するものでございます。参考資料で8でございますけども、高度道路交通システム(ITS)は交差点等での追突防止、出会い頭の衝突防止、こういうものを可能とするための車と路肩の通信システム、あるいは車車間の通信システムを実現しようというものでございます。こちらにつきまして技術基準を定めていくものが700MHz帯に関する規定の整備でございます。

併せて電波法施行規則の一部改正でございますけど、こちらにつきましては、 主に今申し上げました電子タグシステム、あるいはITSシステムの車載局、 こういったものを免許不要局として定めるという規定の整備を行います。

また、技術基準適合証明の対象にするということで、(3)でございますけど も、新しく導入します700MHz帯のITSシステムの基地局と車載局、こ ちらにつきましては、簡易な免許手続等で済むように特定無線設備として規定 するものでございます。

こちらにつきましてパブコメの結果でございますけども、パブコメについてはまた後ほど別添資料にございますが、技術基準に関しましては、大きな意見はございませんでした。携帯電話については賛成意見が、またRFIDについては賛成意見と、あと免許とか技適を円滑に取得できるようにしてほしいというような意見がございました。ITSについても賛成意見のほか、規定をもう少し柔軟にできないかということで、こちらについても適宜対応していきますという形でお答えするような形になってございます。

2ページ目の2でございますが、パーソナル無線を今回の再編に当たって廃止いたします。これに伴いましてパーソナル無線に関しては、電波法に規定されております特定周波数終了対策業務を行います。この制度は、給付金をお支払いして、なるべく早く無線局を廃止していただくというものでございますけれども、この制度を実施するに当たって既存システムの使用する周波数に新たに割り当てられることとなる900MHz帯の携帯電話システムを特定公示局として公示しなければいけないということがございますので、その公示のための告示を定めるものでございます。

3ページ目の頭でございますけれども、終了対策業務に関する規則としまして、残存価値等について給付金を払う等の規定がございますが、その残存価値等を算定するための減価償却制度が変わりまして、10%まで償却可能だったものが1円まで可能になっておりますので、それを支給基準に反映する改正を行っております。

こちらが関係省令及び関係告示の改正でございます。

そのほかにございますのが開設指針本体の制定案でございますけれども、こ ちらは豊嶋のほうから御説明させていただきます。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 引き続き説明させていただきます。説明

資料の3番目でございますが、3.9世代移動通信システムの普及のための特定 基地局の開設に関する指針案でございます。

本件につきましては、8月2日から31日までの間に700MHz、900 MHz帯の参入希望調査を行っておりました。その結果等を踏まえまして、指針を策定するものでございます。

詳細は後ほど説明いたしますが、まず概略でございます。

4つございますが、1点目です。900MHz帯についてトラヒック急増に対応するとともに、高速な3.9世代移動通信システム(LTE)の早期普及を図るために、上下各15MHz幅を1者に割り当てるというような内容になっております。

また、本年5月に成立しまして、本年8月31日に施行されました改正電波 法に基づきまして、既存無線局の周波数の移行を、割当てを受けた者による費 用負担で実施するということを内容の2点目としております。

3点目ですが、割当ての審査については絶対審査基準と競願時審査基準の2 段階の構成になっております。

4点目ですが、周波数をより多くの者が利用できるようにするために700 MHz帯の割当てに当たっては、今回の900MHz帯を割り当てられた者については劣後するというような内容にしております。

次のページでございますが、本件の開設指針案を含めました制度整備案につきましては、先ほど田原からも話が出ましたが、本年10月22日から11月21日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。158件の意見の提出がございました。この意見の中におきまして、開設指針案につきまして、終了促進措置の実施に関しましてより一層の透明性を確保すべきという意見等があったことを踏まえまして、パブリックコメントをしたものの案のうち、下に点線で囲った部分につきまして一部修正を図っております。

主なポイント、下にありますが、1つ目が周波数移行の透明性を確保するということで、5点を記載しております。

1点目が申請者が認定されるまでの間、対象免許人等及び製造業者等と、終 了促進措置に関する費用負担に関する協議、調整等を一切行わないこと。いわ ゆる事前協議の禁止でございます。

2点目が認定から1カ月以内に問合せに対応するための窓口を設置すること。

3点目が移行の実施手順の通知内容につきまして、インターネット等により 公表すること。

4点目が費用負担の公正性が確保されるよう十分配意するとともに、MCA制御局の免許人につきましては、移行の実施に関する協議に関与したことに対して認定開設者及び移行対象免許人等から対価を受けてはならないこと。これは、MCA制御局の免許人等につきましては自分の設備の改修費用については負担を受けることになりますが、それ以外の対価を受け取ってはいけないという内容にしています。

5点目が協議による合意内容につきましては、書面又は電磁的記録で確認して、認定の有効期間中保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること。

2つ目の部分ですが、周波数移行の実施状況につきましては適切に把握・公表するために、以下の事項を新たに明記しております。

認定開設者は、四半期ごとに移行を実施した無線局数及びその費用等の実施 状況を示す書類を総務大臣に提出することを加えております。総務大臣は、そ の書類について適切に実施されていることを確認し、インターネット等で公表 する。

最後に、2つ、これは審査基準に関する部分でございますが、基地局の利用 促進の方法としまして、卸電気通信役務の提供、あるいは電気通信設備の接続、 いわゆるMVNOのサービス提供が含まれているということを明記させていただきました。

それと最後ですが、新規参入者も公平に審査することができるように、審査 事項に割り当てている周波数帯の有無を含むことを明記しております。

先に修正点を申し上げてしまいましたが、指針全体の部分、それと具体的に変更されている箇所につきまして説明いたしたいと思います。恐縮でございますが、別添1が骨子でございます。その後ろに別添2がございます。これが修正内容の一覧になっております。恐縮でございますが、別添2をわきに置きながら別添1をごらんいただきたいと思います。

指針案の全体でございますが、主なポイントだけ申し上げます。

使用する周波数は、先ほど申し上げたとおりでございます。

3番目でございますが、特定基地局の配置及び開設時期についてですが、認定から4年後の年度末、2015年度末の見込みでございますが、各総合通信局の管轄区域内の人口カバー率が50%以上になるようにする。また、7年後の年度末の段階では、これが80%以上になるようにする。さらに、同じく7年後の年度末については3.9世代移動通信システムで占有周波数帯幅10MHz以上、これは速度にすると75Mbps以上ですが、このものについて運用を開始しなければならないということを記載しております。

1つ飛ばしまして5番目ですが、終了促進措置です。これは、周波数の移行の部分でございますが、認定開設者につきましては、この下にある3つの無線局について終了促進措置として最終使用期限とします平成30年3月31日よりも前に終了させるために、下に掲げているように3つの無線局を対象として終了促進措置、いわゆる周波数移行措置を講じなければいけないということになっております。

次、ページをめくりまして6ページ目でございますが、終了促進措置により

実際に負担する費用の範囲を書いています。 3 点ございます。 1 点目が無線設備及びこれに附属する設備、例えば電子タグ等が含まれますが、これの取得に要する費用。 2 点目が、その設備の変更の工事に要する費用。 3 点目が、これにあわせてプログラムの変更、いわゆるソフトウェアの改修に要する費用。 この 3 点について、費用を全部負担しなければいけないという内容になっております。

- (3) が終了促進措置の実施に関する事項ということでございますが、5点ございます。1点目ですが、6カ月以内に実施の概要を周知するとともに、その実施の手順を免許人及び登録人に通知する。2点目が、その通知をする前に製造業者等及びMCA制御局の免許人との間で周知、通知の実施について協議を行うこと。3点目が電子タグの無線局及びMCAの端末の免許人等との間で終了促進措置の内容について協議を行うこと。4点目が、2点目の協議をする際に、MCA制御局の免許人との間については、終了促進措置の内容の協議のほかに、もとの周波数におけるMCAサービスの終了時期について併せて協議を行うことにしています。5点目が認定開設者は、協議の申入れがあった場合は遅滞なく協議を開始することというような内容になっています。
- (4)が先ほど修正した内容として紹介した部分でございます。内容については、先ほど御説明しましたが、終了促進措置の実施に関する透明性の確保に関する事項として新たに項目を立てまして、先ほど申し上げた内容について記載しております。

続きまして、その下の(5)、これも先ほど修正点として申し上げた点でございますが、総務大臣が実施状況について確認をして、インターネット等で公表する旨を新たに追加いたしております。

ページめくりまして7ページ目でございますが、6番目、開設計画の認定についてですが、申請幅15MHz。それと(2)ですが、①が絶対審査基準に

なっております。アが特定基地局の設置場所、調達、設置工事体制の確保に関する計画を有していること。イが設備投資等に必要な資金の確保に関する計画、あるいは開設の有効期間中に単年度黒字を達成する計画を有していること。ウが負担可能額が1,200億円以上であり、その可能額を確実に確保できること。エが上記記載に掲げる各基準に合致していることという内容になっていますが、実際の指針につきましては、恐縮ですが、8ページ目をごらんください。

絶対審査基準自身は、「別表第2」と書いておりますが、この11項目が絶対 審査基準として掲げている内容でございます。先ほど申し上げたもののほかに、 例えば4番目、関係法令の規定に基づいて無線従事者の配置、あるいは電気通 信主任技術者の選任、配置に関する計画を持っていること。あるいは5番目で、 天災その他の災害、事故発生時における障害、輻輳の防止対策等の計画を提出 させること等、11項目を絶対要件としています。

恐縮ですが、1ページ戻りまして7ページ目でございます。競願時審査基準でございます。これにつきましてはア、イ、ウとございますが、ア、イ、ウの順番に審査をしまして、該当する者が1者になるまで審査を順番に行うということでございます。第1段階の審査基準として負担可能額、これは上限額を2、100億円、10億円単位として審査しまして、その額がより大きいこと。第2段階として、認定から7年後の年度末における3.9世代移動通信システム、10MHz幅以上の高速通信につきまして、その人口カバー率がより大きいこと。最後の第3段階について、次に掲げる基準の適合の度合いが高いことということで、3点掲げております。

1点目が終了促進措置に関する事項について、対象免許人等との迅速な合意 形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整 備に関する計画が充実していること。

2点目が他の電気通信事業者等多数の者に対して、卸電気通信役務の提供・

電気通信設備の接続、いわゆるMVNO等特定基地局の利用を促進するための 具体的計画がより充実していること。先ほど修正点で申し上げた、ここの利用 促進するための具体的なものとしてMVNOというのを明示いたしております。

3点目、周波数の割当状況及び逼迫状況を勘案して、特定基地局を開設して 電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄 与すること。ここの部分については、先ほど修正点を申し上げたとおり、割当 状況の中に従来は差異だけ書いてございましたが、有無も入っているというこ とを明記させていただいております。

(3) その他でございますが、①は概要で申し上げたとおり、700MHz帯の割当てに当たっては、900MHz帯を割り当てられた者の申請を、それ以外の者の申請に劣後するものとして審査を行う。2点目、認定開設者は、四半期ごとに開設計画に基づく事業の進捗状況を示す書類を総務大臣に提出することとしております。

恐縮でございますが、別添2の部分でございます。先ほど申し上げた修正を 一覧表にしております。修正内容については、先ほど申し上げた点と同じもの でございます。

1ページめくりまして、新旧対照表の形にしております。ご確認いただければと存じます。 2ページ分、新旧対照表になっております

最後のページでございます。参考でございます。移行費用に関する費用負担 についてですが、負担可能額、あるいは上限・下限という言葉が出てきており ますので、改めてここで整理しますとともに、その内訳を資料としてまとめま した。

まず、費用負担の範囲につきましては、開設指針に明記しておりますが、この3点になっております。一方、下限額・上限額、いわゆる1,200億円、2,100億円という数字が出てきておりますが、これについてです。開設指針で

は、申請者が負担可能な金額について、総務大臣が審査する際の基準として1, 200億円の下限額、いわゆる絶対審査基準として用います。また上限額、これは競願時審査基準として用います。これを設定しております。

ただし、下に※印がございますが、実際に認定開設者が負担する費用の範囲というのは、先ほど申し上げた3点、1番目に書いてある3つの部分になっておりますので、負担可能額として認定開設者が申請した金額と最終的に一致するというものではございません。

なお、下限・上限の内訳につきましては下の表にございますが、基本的な考え方として下限額は、周波数移行に最低限必要と見込まれる無線局数をもとに算出いたしました。上限額につきましては、周波数移行の対象となる無線局数が最大限増加した場合に必要と認められる額となっております。それぞれ下限、上限について、電子タグ(RFID)の部分につきましては、いわゆるシステム別に言うとパッシブタグ、アクティブタグの2種類がございますので、それぞれの内訳。MCAにつきましては、いわゆるタクシー等に載ります端末局の部分、それといわゆる基地局と呼ばれております制御局、それぞれの取得費用、工事費用について下限・上限を定めております。それぞれの合計について100億円単位で切り上げたものが下限額・上限額です。

なお、参考としまして無線局数の増減予想でございますが、下にございますが、パッシブタグ、アクティブタグ、端末局それぞれございます。特にアクティブタグにつきましては、無線局数の増加が非常に多く見込まれているという状況になっています。MCA制御局につきましては増加がないということですが、費用が違いますのは、端末局の増加に伴いまして無線局に搭載するいわゆる装置の数が増えることを費用の増加分として、上限を設定いたしております。恐縮でございますが、本件修正に関係します部分を中心に、パブリックコメントの状況を併せて報告いたしたいと思います。別添3を御覧ください。

別添 3 でございますが、本件開設指針を含めました制度整備案全体につきまして、1 0 月 2 2 日から 1 1 月 2 1 日まで募集いたしました。総件数 1 5 8 件でございます。法人・団体で 4 7 件、内訳はここに書いているとおりでございます。また個人として 1 1 1 件のご意見を承りました。

2ページ以降、いただいたご意見の概要と右に御意見に対する考え方という のを順次記載しております。大部にわたりますので、修正部分に関係するもの 及び主なところを紹介していきたいと思います。

2ページ目でございますが、まず1番目でございます。可能な限り速やかな 周波数の割当てが実施されることを強く希望するということで、携帯電話事業 者様を中心として意見が提出されております。

次のページをめくっていただいて 3ページ目でございます。 3ページ目の意見のうち 7番目でございますが、プラチナバンドと呼ばれる 900 MH z 帯の割当てに関してMVNOへの開放促進を審査基準に設けたことは、同じ内容を認定基準にする 2.5 GH z 帯以上に周波数の有効利用の点で非常に効果的である。 賛同する意見として承る部分でございますが、この趣旨を明確にするために特定基地局の利用促進の例示として、いわゆるMVNOを例示するということを明示させていただいた次第でございます。

それと、ページをめくりまして4ページ目でございます。提出された意見のうち12番目でございます。東洋大学の山田先生から意見を頂戴しております。これは、審査基準に関係する部分でございますが、割り当てている周波数の幅に対する周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度を審査基準にするということは、その割当てを受けていない新規参入者を排除することになるので、比較審査の立てつけとして不備があるというご意見でございます。これにつきまして右側でございますが、競願時の審査基準におきまして、確かに契約数の程度というものを含んでおります。当然のことながら、新規参入事業者に

つきましては既存事業者と直接相互評価することはできないという点は確かに ございますが、一方、この部分につきましては申請者に割り当てている周波数 帯の差異というのはもともとの案でございましたが、ここにおきまして新規参 入事業者は既存事業者よりも持っていないという点において高い評価となると いうことで、必ずしも全体として不利になるものではないと考えています。こ の点につきまして有無というのを明記させていただいております。

1ページ飛ばしていただきまして、6ページ目でございます。ご意見として 出てきた部分の20番でございますが、A.T.カーニー株式会社の吉川様から いただいたご意見です。一番最後の部分ですが、すなわち既存の周波数利用者 と新規の周波数利用者の間のある種の談合、共謀を促しかねないというご指摘 がございました。これを受けまして右側のほうで、今回の開設指針の修正とし まして、事前の協議を禁止するということを明記させていただいております。

それと、ちょっとページは飛びますが、10ページ目でございます。移行費用の協議に関する部分でございますが、39番目の京都大学の横澤様から意見を頂戴いたしております。事業者間の協議につきましてプロセスの透明性を確保して遂行する必要があるというご指摘でございます。この点につきまして、終了促進措置の実施に関する透明性を確保するために、本開設指針において、先ほど申し上げた透明性に関する各種事項5点、それとあわせて総務大臣が終了促進措置が適切に実施されたことを確認し、その結果をインターネット等で公表するということも明示することとさせていただいております。

ちょっとページが飛んで申しわけございませんが、14ページ目でございます。開設指針の募集に当たりまして、周波数オークションに関するご意見をあわせて頂戴いたしております。57番目、先ほど出ましたA.T.カーニーの吉川様のほうから幾つかの代替案ということで、3つの案が提出されています。この①、②、③のうち①、②につきましてはオークションに関係するものでご

ざいます。③については周波数の移行措置に関する部分というご意見を承っております。①、②につきましては、現在、総務副大臣が主催する周波数オークションに関する懇談会におきまして制度に関する検討が行われておりますので、参考にさせていただきます。③につきましては、先ほどと同様ですが、周波数移行の実施に関する透明性の確保ということで、開設指針において明記させていただいております。

なお、その下、58番目でございますが、周波数オークションを導入すべきというので、個人、同旨多数とございますが、今回個人から111件頂戴しましたが、大多数が同じ意見でございます。これにつきましては右側にございますが、冒頭に経緯を申し上げましたが、700MHz帯及び900MHz帯の3.9世代の割り当てにつきまして、今回電波法の改正をしまして、それに基づいて手続を進めているというのが1点でございます。それと急増するトラヒックに対応するために割当てが急務であるという状態で、昨年からワーキンググループを含めまして検討を進めていることを踏まえまして、関連の業界でも準備を進めているということもございますので、既定の方針どおり改正電波法に基づいて手続を進めることが適当と考えております。

なお、オークションにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。 それと1点だけご紹介させていただきますが、参考資料の最後のページ、参 考10でございます。11月21日に行政刷新会議で提言型政策仕分けがございまして、電波行政のあり方についての提言がございました。オークションの 内容について提言を頂戴いたしておりますが、オークション導入につきまして は、先ほど個人から出た意見の回答の部分で紹介したとおり対応するというこ とで、今回諮問させていただいておりますが、この提言の中で同じように周波 数移行に関する透明性の確保に関する提言も併せて頂戴いたしておりますので、 今回、この部分を踏まえまして開設指針案において周波数移行の透明性確保と いうのを明記した修正をいたした上で、今回諮問させていただいたところでご ざいます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○竹内電波政策課長 次に、諮問第35号説明資料によりましてご説明申し上げます。

本件は、ただいま説明申し上げました諮問第34号に関連いたしまして、700MHz帯及び900MHz帯におきまして、新たに移動通信システムの周波数の確保をはじめ、既存無線システムの周波数移行を含めた周波数再編を実施するため、必要となります周波数割当計画の一部を変更することについてお諮りをするものでございます。

具体的な内容につきましては、ダブルクリップを外していただきまして、次のページ、A4横のパワーポイントの資料がございますので、そちらを御覧になっていただきながらご説明を差し上げたいと思います。

このパワーポイントの資料の下側に周波数の帯が書いてございます。周波数移行前、移行後というふうに書いてございますが、この移行前というのが現在の周波数割当計画の内容となってございます。

この帯の右のほうに900MHz帯の割当状況をお示ししてございます。

この移行前で御覧いただきますと、「携帯電話用周波数の再編により空く周波数」という灰色で塗ってある部分がございます。ここが現在、800MHz帯及び900MHz帯の携帯電話周波数再編によって、平成24年7月25日以降新たに利用が可能になる周波数でございますが、この帯域だけを使っては携帯電話用の割当てがうまくできないということで、先ほど諮問第34号でご説明差し上げましたように、この周波数の上側と下側にございますMCAとRFIDの周波数移行を行うことによって、下にございますような、青で塗った部分でございますが、900MHzから915MHzまで、945MHzから9

60MHzまでの周波数を携帯電話用に割り当てるということを実現したいということでございます。

割当計画の変更の内容でございますけれども、1点目は、新たに携帯電話用に割り当てる周波数、今申し上げましたように、この移行後というところで青で塗ってある部分でございますが、平成24年7月25日から携帯電話用の端末用周波数として900MHzから915MHzまでを割り当てる。そして、携帯電話用の基地局用周波数として945MHzから960MHzまでを割り当てるというものでございます。

2点目は、②としておりますけれども、これまで使ってまいりましたMCAとRFIDの周波数をいつまで使えるようにするかということでございます。これにつきましては、移行前の上に赤点線で囲ってある上側でございますが、平成30年3月31日までということで使用期限を定めるということでございます。使用期限を定めた上で、早期の移行を促していくというための措置でございます。

3点目といたしまして、パーソナル無線、これは903MHzから905MHzまでというところで、細い線で字がちょっと小さくなっておりますが、2MHzの幅で割当てをしております。

それから、一番右隅のところで、これも文字が小さくて恐縮ですが、STLという放送事業用の固定局がございます。 958MHzから960MHzまででございます。この2種類の無線局につきましては、使用期限を平成27年11月30日までとするということでございます。

以上、3点に加えまして、移行後の左のほう、緑で塗ってある部分でございますが、ITSというものがございます。これは、先ほどご説明しました安全運転支援のためのシステムでございますが、こちらにつきましては既に今年8月に技術基準等について情報通信審議会からの答申もございまして、技術基準も本日お諮りしておりますので、これに合わせて755MHzから765MHzするということでございます。

それから、1枚目にお戻りいただきまして、改正概要の4番目、その他規定の整備ということで、既に使用期限を終えたような規定で、まだ残っておるものがございます。例えば地域防災のための周波数等が900MHz帯にございましたが、こういったものについて削除するということで規定の整備を行うものでございます。

3点目、施行期日でございますが、答申がいただけましたら速やかに周波数割当計画を変更いたしまして、官報に掲載し、速やかに施行していきたいと思っております。

説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

- ○原島会長 ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見等お願いい たします。
- ○前田代理 いいでしょうか。
- ○原島会長 どうぞ。
- ○前田代理 パブコメにかけた状態よりは、透明性等が大分充実したのかなと 思うので、基本的には評価するところですが、ちょっと確認のために。

これは、別添1の7ページ、6の「開設計画の認定等」、いわゆる絶対審査基準及び競願時審査基準を規定しているところですが、特に競願時審査基準、先ほどのご説明ですとア、イ、ウとあるので、この順番で行う予定があるという

ようにお聞きしました。ウの中に3つポチがあって、それぞれ違った概念のものが入っていますが、これについてはどういう評価にしようとしているのかというのが最初の質問です。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 ウの部分ですが、ポイントが3つございます。開設指針の中では、この3つのそれぞれの点について、最終的には、これを総合評価して最も度合いが高いものを選出するという方法でございます。

それぞれの部分につきまして、実際の審査のやり方になりますけれども、最終的には、それぞれの項目について点数化をいたしまして、その点数の合計の高いものを選出するという形を今検討いたしております。

- ○前田代理 3つは横並びだということですね。
- ○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。指針に記載のとおりです。
- ○前田代理 なるほど。それから、この3つが特にあまり数字できちっと評価できないところなので、先ほどの透明性という観点だと一番問題になりそうなところかなと思うので質問しているんですけど。体制の整備ということの評価というのは、一般的には、それだけではなかなか評価しがたいので、基準が明確によく見えていないので、これについては、それぞれ申請してきた人たちが書いたものを定性的に評価するということなんですか。
- ○豊嶋高度道路交通システム推進官 ウの部分、それぞれについてですが、今 ご指摘のありましたとおり、最終的に競願時審査基準の対象になった申請者の 申請内容を、いわゆる比較審査、相互に評価する形において、先ほど申し上げ た点数化をした上で決定するという形を考えております。
- ○前田代理 それから、2つ目のポチのMVNOについてということで、これが書かれたのは非常にいいことだと思いますが、どういう姿を想定して評価するかということだと思います。現在も非常に小さいレベルで第三者にお貸ししているレベルはあると思いますけども、そういうことなのか。あるいは、もう

少し大胆に言うと、現在、競合している携帯電話の通信事業者間でだれでもできるような、いわゆるローミングのようなものというのを評価の、それは評価の対象にすべきということかもしれませんけども、そういうのが入っているんですねという質問です。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 2点目でございますが、MVNOと申し上げますのは、ネットワークを持っていない方にネットワークを提供するというものがMVNOでございます。この部分の規定につきましては、先ほどパブコメの紹介の中でもございましたが、BWA 2.5 GH z 帯のときでも同じ基準を設けさせていただきまして審査しております。つまり、免許を受けた方が携帯電話ネットワーク、あるいはBWAのネットワークを持っていない方に貸し出すと。その方がまた、それぞれ新しいサービスとして商品を出すというのがMVNOでございます。

したがいまして、その発想は、今回の携帯電話につきましても同じように反映させるべきだと。つまり、免許を受けた方が直接サービスするだけではなくて、それを借りた方がさらにサービスを提供する。結果的には、ユーザーから見て、より多くの事業者さんからサービス提供できるということでございますので、このMVNOは、要は携帯電話に関する開設計画の認定を受けていない者に対するということを考えております。

なお、その部分につきまして、より多数の者に対して提供するという部分がポイントになっておりますので、いわゆるネットワークを持っていない多くの方々にそういう提供をする、そこの部分を評価のポイントにしております。
〇前田代理 実際問題として、どういう中身で出てくるかということによるので、あまり仮定の話をしてもしようがないかもしれませんけれども、万が一、ある1者が自分が認定されれば、だれでも使ってもいいような仕組みにしますよ。それは、現に電波を持っている人たちにも渡しますよというような計画を

つくってくるとしたら、レベルとしては物すごく、今の状況をひっくり返すような、ちょっと激震かもしれないけども、そのような状態になってきたら、それは評価するのかどうか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 実は既に携帯電話の世界におきましては、MVNOというサービスを行っている事業者さんはおりまして、この中で求めておりますのは、携帯電話について具体的な計画を持っていることということがございますので、例えば前の2.5GHz帯のときの話にちょっと戻りますけれども、実際にそういう提供をする準備があって、なおかつそれを提供する具体的な準備計画がどの程度進んでいるのかというところがポイントでございます。

実際に提供するに当たっては、免許を受けた方の側で準備しているというだけではなくて、実際に提供に向けた具体的な計画をどの程度の会社の間で進めているのかということがポイントになろうかと思います。

ちなみに2.5 GHz帯のときの計画書には、そういう点が記載されておりまして、その点を評価して認定の1つの基準としておりますので、今回もほぼ同様の形を想定しております。申請内容がまだ来ておりませんので、あくまで仮定でございますが、そういう内容を想定しております。

○前田代理 なるほど。私が先ほど申し上げたような事態は起こらないだろうということですかね。万が一、そういうことが出てきたときを想定しておいたほうがいいのかなと思います。特にLTEになった後、1つの技術でみんなやるということだったら、だれでもいいじゃないかということが起こり得ないのかなと思っているんですが。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 今回、1者の認定でございますので、また  $700\,\mathrm{MHz}$  帯のこともありますので、今回  $900\,\mathrm{MHz}$  帯のことだけですが、実際的には LTEという通信システムだけじゃなくて、MVNOというの

は、それを使って実際に提供するサービス内容が、もとの提供事業者と逆に言うと違うことを提供することによって市場を活性化するということがポイントでございますので、むしろ、そこの部分を評価する観点から入れているという形を考えております。

○原島会長 ほかにいかがでございましょうか。

この負担可能額に上限と下限があるということは、いわばいつ整備されるか。 特にMCA、RFIDは発展途上ですので、これだけの違いが出てきてしまっ たということなんですが、移行時期というのは、携帯事業者のほうがどのぐら い早く整備できるかということで決まると考えてよろしいんでしょうか。それ ともMCA、RFIDのほうはなるべく遅いほうがいいとか、何かそういうこ とがあるんでしょうか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 今回、審査をする観点から申し上げますと、今、会長からご指摘があったように、結局、移行しなければ、この3.9世代の高速サービスというのは提供できませんので、結果的には移行を早めにすると。それがいわゆる人口カバー率を引き上げることになりますので、ネットワークの整備をするということですので、基本的には早めの移行といったらおかしいですけど、いかに早めの移行の計画を準備していて、その結果として基地局の整備をいかに早く、広く整備をするのか。そういう形のものが出てくることを期待しております。

確かに負担可能額というのは相手方がいる話でございますので、事業者側としてそういうことを念頭に置きながらも、結果的には相手方の合意をとりながらですので、当然、交渉の時期によっては、そうは言ってもと。既存の無線局の免許人のほうの都合もございますので、若干時期がずれたりする可能性もあります。その意味で、そういう事態になったとしても、なおかつ移行の作業を続けられるという部分で負担可能額という概念を今回導入しておりますので、

基本的には早めに整備することが適切であると。

- ○原島会長 一方で上限額を設けたというのは、場合によってはMCA、RF IDのほうの事情も考慮しているというふうにも考えられる。そういうことですね。
- ○豊嶋高度道路交通システム推進官 そういうことです。
- ○原島会長 ほかにいかがでございましょうか。
- ○前田代理 もう一つ、いいですか。
- ○原島会長 どうぞ。
- ○前田代理 先ほど事前協議禁止の項目がどこかにありましたね。費用を算定するのに、通常の仕事の進め方から言うと、おそらく関係者に接触するというか、どのようなものが普及していて、どのぐらい費用がかかるのかというのは、通常ですと接触するのではないかと思うんですが、その程度はよしとするということですか。
- ○豊嶋高度道路交通システム推進官 ここは特に厳密に表現をさせていただいております。6ページ目の(4)の①にございますが、事前接触禁止というよりも、厳密に申しますと終了促進措置に関する費用の負担に関する協議、調整、つまり、簡単に言ってしまうと幾ら払うのか、幾らもらうのかという、いわゆる移行費用そのものに関する協議をすることを禁止しております。今、ご指摘にありましたように、いわゆる市場がどうなっているのか、そういう部分のことについてリサーチをすること、そのもの自身を禁止しているわけではございません。

なお、実は基本的な情報につきましては、総務省において無線局のデータベースがございますので、申請者に対して、無線局の開設状況、つまり、免許人さんが何人いるとか、どこにいるとかという基本的な情報については提供するという制度を併せて整備しております。これらによって、開設計画をつくるた

めの準備ができることは可能にしております。

ただし、ここに書いておりますが、いわゆる幾ら払うのか、そういう実際の 移行の協議そのもの自身を禁止するという趣旨でございます。

- ○原島会長 言いかえると、費用の負担に関する協議、調整は一切行わない、 禁止するけれども、一方で、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための具 体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関しての計画を するために事前協議をすることはいいと、そういうことですね。
- ○豊嶋高度道路交通システム推進官 いわゆる幾らということは除外しますよ と。
- ○原島会長 幾らということでなければ。要するに適用の度合いが高い基準のほうに置く。要するにちゃんと体制ができているかということがあるので、そのための協議はいいと。
- ○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。
- ○原島会長 ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。 それでは、この諮問第34号及び諮問第35号につきましては、諮問のとお り改正及び制定することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと 思いますが、よろしいでしょうか。

#### (「異議なし」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。答申書につきましては所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出するようお願いいたします。

# 閉 会

○原島会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。

次回の開催は、平成24年1月18日水曜日の15時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)